平成２３年（フ）第５１号
富山市海岸通256番地　市営住宅106号
破産者　村井　國康
1　決定年月日　平成23年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４７号
石川県石川郡野々市町押越２丁目71番地の１モンティーＢ号室
破産者　石元智惠子
1　決定年月日　平成23年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所七尾支部

平成２２年（フ）第６９号
静岡県下田市東中16番地13
破産者　東　　雪江
1　決定年月日　平成23年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２３年（フ）第３７７号
京都市左京区岩倉花園町346番地
破産者　金子　晋也
1　決定年月日　平成23年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２８８号
神戸市西区月が丘５丁目１番地の４　１－506号
破産者　酒井　宏幸
1　決定年月日　平成23年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第３８９号
神戸市垂水区多聞台３丁目18番18―301号、開始決定時の住所神戸市西区伊川谷町有瀬926番地の10
破産者　さんちか食堂ＫＯＢＥＹＡこと　藤田　和久
1　決定年月日　平成23年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第２０号
熊本県玉名市秋丸238番地３
破産者　山下　義彦
1　決定年月日　平成23年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成２３年（フ）第９１号
宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋3556番地
破産者　池田志農夫
1　決定年月日　平成23年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５５号
宮崎県延岡市三ツ瀬町２丁目１番地１
破産者　脇本　　守
1　決定年月日　平成23年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第５６号
宮崎県東臼杵郡門川町宮ケ原３丁目96さくら荘１―11、住民票上の住所宮崎県延岡市白石町751番地１
破産者　北林　定利（旧姓日野）
1　決定年月日　平成23年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第８６号
奈良県大和高田市大字市場519番地の６
破産者　鳥居　義昭
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第３１号
大分県大分市錦町３丁目５番15号　ＡＣＵＲＡ錦町Ⅱ306、従前の住所大分県佐伯市鶴岡町１丁目９―25
破産者　橋迫愼一郎
1　決定年月日　平成23年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２２年（フ）第３６０８号
札幌市厚別区厚別南１丁目８番20号　シャトーわたなべＤ―301、開始決定時の住所札幌市厚別区厚別中央１条１丁目３番38―804号
破産者　坂見　武一
1　決定年月日　平成23年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３７２４号
札幌市東区北20条東２丁目１番14―201号
破産者　吉尾　　豪
1　決定年月日　平成23年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７１８号
札幌市中央区南９条西９丁目２番15号　九条コーポ102号
破産者　山縣　綾子
1　決定年月日　平成23年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２７５号
仙台市青葉区北根黒松７―51　サンシティ森林公園107号、住民票上の住所宮城県大崎市鹿島台平渡字長根67番地
破産者　阿住　暢好
1　決定年月日　平成23年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１６８６号
仙台市太白区八木山香澄町34番13―206号
破産者　紺野　早苗
1　決定年月日　平成23年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１７０８号
宮城県名取市小山１丁目６番１号
破産者　相澤　広明
1　決定年月日　平成23年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１７１３号
仙台市青葉区栗生１丁目１－１　渡幸ベルメゾンドッグアンドキャット505、開始決定時の住所仙台市青葉区愛子中央５丁目14番８－５号
破産者　武田　雄二
1　決定年月日　平成23年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係